

○広島修道大学大学院人文科学研究科履修細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、人文科学研究科の学生の履修について必要な事項を定める。

(単位算定基準)

第2条 各授業科目の単位算定基準は、学則第16条に基づき、次のとおりとする。

- (1) 講義、演習、課題研究及び研究指導の授業科目は、30時間の授業をもって2単位とし、60時間の授業をもって4単位とする。
- (2) 実験研究及び実習の授業科目は、30時間の授業をもって1単位とし、60時間の授業をもって2単位とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理事例研究実習Ⅰ（心理実践実習ⅠA）、臨床心理事例研究実習Ⅱ（心理実践実習ⅡA）、心理実践実習ⅠB、臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習ⅡB）、心理実践実習ⅡC及び臨床心理実習Ⅱの授業は、45時間の授業をもって1単位とし、90時間の授業をもって2単位とする。

(履修登録)

第3条 学則別表に定める授業科目のうち、各年度に開講する授業科目、当該授業科目担当教員名等は、その年度の始めに発表する。

- 2 学生は、各学年又は各学期の始めに、前項の開講授業科目のうちから履修科目を選択し、指定の登録日までに所定の履修届を教学センターに提出して当該履修科目を登録しなければならない。
- 3 前項の履修登録は、本細則に定めるもののほか、履修指導にしたがって、これを行わなければならない。

(履修登録の変更等)

第4条 前条の規定によって登録した授業科目の変更、取消及び追加は、原則としてこれを認めない。ただし、教育上特別の事情があると、人文科学研究科委員会において認める場合には、この限りではない。

(研究指導の授業科目の履修制限)

第5条 研究指導の授業科目は、指導教員が担当するもの以外は履修することができない。

(学修評価の基準)

第6条 学則第24条に定める学修の評価は、次の各号の基準により行い、AA・A・B・Cは

合格、Dは不合格とする。なお、Xは評価不能を示す。

- (1) AAは、90点以上100点までとする。
- (2) Aは、80点以上89点までとする。
- (3) Bは、70点以上79点までとする。
- (4) Cは、60点以上69点までとする。
- (5) Dは、59点以下とする。

## 第2章 博士前期課程及び修士課程

(コースの区分)

第7条 博士前期課程・修士課程の各専攻に、以下のとおり研究指導を履修し修士論文を提出するコース（以下「修士論文コース」という。）、課題研究を履修し特定課題研究論文を提出するコース（以下「課題研究コース」という。）を置く。

専攻	コース
心理学専攻	修士論文コース
社会学専攻	修士論文コース
教育学専攻	修士論文コース 課題研究コース
英文学専攻	修士論文コース 課題研究コース

2 教育学専攻及び英文学専攻の学生は、いずれかのコースを選択し、入学年次の指定期日までに、所定の様式によって研究科長に届け出なければならない。

3 コースの変更は、原則として認めない。

(修士論文コースの修了所要単位)

第8条 学則第25条第2項に基づき、同条第1項に定める30単位以上の修了所要単位について、次のとおり定める。

(1) 心理学専攻

修了に必要な修得単位数の詳細について、領域ごとに次の各号のとおり定める。

(a) 心理科学領域

学則第14条に定める指導教員（以下「指導教員」という。）が担当する講義Ⅰ・Ⅱ各2単位、演習Ⅰ・Ⅱ各2単位、実験研究Ⅰ・Ⅱ各1単位又は実験研究Ⅲ・Ⅳ各1単位、及び研究指導Ⅰ・Ⅱ各2単位の各授業科目合計14単位を必修科目とし、その他の16単位以上については、選択科目とする。

(b) 臨床心理学領域

臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ各2単位、臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理査定演習Ⅱ各2単位、及び指導教員が担当する実験研究Ⅰ・Ⅱ各1単位、研究指導Ⅰ・Ⅱ各2単位、合計14単位を必修科目とし、その他の16単位以上については、選択科目とする。

(2) 社会学専攻及び教育学専攻

指導教員が担当する研究指導Ⅰ・Ⅱ各2単位並びに当該授業科目関連の講義Ⅰ・Ⅱ、講義Ⅲ・Ⅳ又は講義Ⅴ・Ⅵのいずれか各2単位及び演習Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅲ・Ⅳ又は演習Ⅴ・Ⅵのいずれか各2単位の各授業科目合計12単位を必修科目とし、その他の18単位以上については、選択科目とする。

(3) 英文学専攻

指導教員が担当する研究指導Ⅰ・Ⅱ各2単位並びに当該授業科目関連の講義2科目各2単位及び演習2科目各2単位の各授業科目合計12単位を必修科目とし、その他の18単位以上については、選択科目とする。

- 2 前項において学則第14条第2項に基づき、指導教員の変更が生じた場合は、変更後の指導教員の授業科目を必修科目とし、変更前の指導教員の授業科目を選択科目とする。ただし、本研究科の止むを得ない事情により研究指導の指導教員に変更が生じた場合は、当該授業科目の単位を、変更後の指導教員の授業科目の単位とみなすことができる。

（課題研究コースの修了所要単位）

第9条 学則第25条第2項に基づき、同条第1項に定める修了所要単位については、34単位以上とし次のとおり定める。

教育学専攻及び英文学専攻

課題研究コースの学生は、授業科目のうち、課題研究Ⅰ・Ⅱ各2単位、合計4単位を必修科目とし、その他の授業科目（研究指導を除く。）を30単位以上修得しなければならない。

（課題研究の履修）

第10条 課題研究コースを選択した学生は、2年次に課題研究Ⅰ・Ⅱを履修しなければならない。

（履修制限単位数）

第11条 第3条第2項により、博士前期課程・修士課程の学生が、1年間に履修登録でき

る単位は、修士論文コースでは、各年度において心理学専攻臨床心理学領域は35単位、それ以外の専攻・領域は30単位を超えることができない。また、課題研究コースを選択した学生が、1年間に履修登録できる単位は、各年度において34単位を超えることはできない。

2 第15条に定める他研究科及び他専攻の授業科目を履修する場合は、これを前項の単位数に含めるものとする。

3 第16条に定める本学学部の授業科目を履修する場合は、これを第1項の単位数に含めないものとする。

(履修登録の制限)

第12条 博士前期課程・修士課程の学生は、同一授業科目及び既修得授業科目を履修登録することはできない。

### 第3章 博士後期課程

(博士後期課程の修了所要単位)

第13条 博士後期課程の学生は、指導教員の担当する研究指導各学年4単位、合計12単位を修得しなければならない。

(指導教員の変更)

第14条 学則第26条第1項に規定する研究指導12単位については、指導教員の担当する研究指導の授業科目とする。ただし、学則第14条第2項に基づき、指導教員の変更が生じた場合は、既に修得した研究指導の授業科目の単位は、変更後の指導教員の担当する研究指導授業科目の単位とみなす。

### 第4章 その他

(他研究科、他専攻における授業科目の履修)

第15条 博士前期課程及び修士課程の学生は、指導教員の承認を得たうえで、他研究科又は他専攻の授業科目を12単位まで履修することができる。ただし、課題研究、研究指導、実験研究、調査実習及び別に定める臨床心理士・公認心理師関連科目の授業科目については履修できない。

2 前項の場合、履修希望科目の担当教員及び当該研究科長の承認を得なければならない。

3 第1項により修得した単位は、学則第17条から第20条までに定める他の大学院等での履修単位の認定と合わせて10単位を限度に修了要件として単位数に含めることができる。

(学部の授業科目の履修)

第16条 博士前期課程・修士課程において、学則第13条第2項に基づき、学部の授業科目

について履修できる単位数は、8単位までとする。

- 2 前項の授業科目の履修は、当該授業科目が、当該専攻の授業科目の内容に関連が深いものと指導教員が判断し、かつ、当該授業科目の担当教員が承認した場合のみに履修することができる。
- 3 第1項により修得した単位は、第8条又は第9条に定める修了所要単位に算入することはできない。
- 4 第1項に規定する授業科目のうち、教育職員免許状申請に関する科目として履修する場合は、科目等履修生として履修しなければならない。

(在学期間の特例)

第16条の2 学則第25条第1項ただし書きが定める優れた業績を上げた者については、修了に必要な在学期間は1年以上あれば足りるものとする。

- 2 前項にいう「優れた業績」の基準については別に定める。

(その他必要事項)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、人文科学研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(事務担当)

第18条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前に入学した者については、この細則の施行にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この細則は、第3条第1項を1997年1月9日に改正し、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前に入学した者については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この細則は、第3条第1項第3号を1998年1月8日に改正し、1998年4月1日から施行する。ただし、1997年度以前に入学した者については、改正後の第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 この細則は、第3条第1項第1号～第4号、同条第2項、同条第3項、第4条、第8条第2項、第9条第2項を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、2000年11月16日に全面改正し、2001年4月1日から施行する。ただし、

2000年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

- 6 この細則は、第8条、第9条及び第15条を2002年9月19日に改正し、2002年4月1日に遡及して施行する。ただし、2001年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 7 この細則は、2003年3月6日に第15条を改正し、2003年4月1日から施行する。ただし、2002年度以前に入学した者については、施行後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 8 この細則は、第2条、第6条、第8条、第9条、第14条、第15条及び第16条を2003年6月5日に改正し、2004年4月1日に施行する。
- 9 この細則は、2004年2月9日に第15条第3項を改正し、2004年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、2008年3月6日に、第8条第1項及び第9条第1項を改正し、2008年4月1日から施行する。
- 11 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 12 この細則は、2012年11月1日に第7条第1項及び第8条第2号を改正し、第8条に第3号を新たに付け加え、同日から施行する。
- 13 この細則は、2013年12月5日に第6条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 14 この細則は、2014年1月9日に第3条第2項を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 15 この細則は、第4条を2014年3月6日に改正し、2014年4月1日から施行する。
- 16 この細則は、2014年8月7日に第3条第2項を改正し、2015年4月1日より施行する。
- 17 この細則は、2014年11月6日に第15条第3項を改正し、第16条の2を新たに付け加え、2015年4月1日から施行する。
- 18 この細則は、2015年9月3日に第18条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 19 この細則は、2017年3月1日に第6条及び第8条第1項第2号を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 20 この細則は、2017年11月1日に第8条第1項第1号を改正し、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 21 この細則は、2018年2月7日に第2条第2号及び第15条第1項を改正し、第2条に第3号を新たに付け加え、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前に入学し

た者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

22 この細則は、2018年11月7日に第11条第1項を改正し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

23 この細則は、2019年3月1日に第16条第4項を追加し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

24 この細則は、2019年6月5日に第2条第3号及び第8条第1項第1号(b)を改正し、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

25 この細則は、2020年12月2日に第2条第3号及び第8条第1項第1号(b)を改正し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

26 この細則は、2022年10月5日に第8条第1項第2号を改正し、2021年4月1日に遡及して施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

27 この細則は、2022年10月5日に第9条を改正し、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

28 この細則は、2022年11月2日に第7条第1項を改正し、同条に第2項を新たに追加し、以下項数を繰り下げ、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。